

北上市地域安全推進市民会議規約

(名称)

第1条 本会は、北上市地域安全推進市民会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、行政、市民及び事業者が連携して防犯意識を高め、安全で明るく住みよい地域社会の実現を目的とする。

(組織)

第3条 本会は、本会の目的に賛同する機関・団体・企業及び個人（以下「会員」という。）をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域安全思想の普及に関すること。
- (2) 身近な犯罪等の未然防止活動に関すること。
- (3) 暴力団等反社会的勢力追放活動に関すること。
- (4) 青少年健全育成の諸活動に関すること。
- (5) 社会を明るくする運動に関すること。
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事項。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名

2 本会に、顧問若干名を置くことが出来る。

(役員を選任)

第6条 会長は、北上市長の職をもって充て、副会長及び監事は総会において会員の中から選任する。

2 理事は、会員の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は会務を掌理し、会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。また、本会の事業の企画、運営にあたる。

3 理事は、本会の事業の企画、運営にあたる。

4 監事は、本会の会計を監査する。

5 顧問は、会長の諮問に応ずる。また、本会の事業運営に関して意見を述べることができる。

(機関)

第9条 本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 理事会

(総会)

第10条 総会は、第3条に定める会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集する。

3 総会は、次の事項を議決又は承認する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画及び予算に関すること。

(3) 事業報告及び決算に関すること。

(4) その他本会の運営に関し、会長が必要と認めた事項。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要と認めた都度開催するものとする。

2 理事会は、会長が招集する。

3 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 総会において委任された事項に関すること。

(3) その他、本会の運営に必要な事項。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を北上市役所内に置く。

2 事務局長及びその他の職員は、会長が委嘱する。

(会計)

第13条 本会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成14年5月28日から施行する。

附 則（第13条第1項 公民館から地区交流センターへ）

この規約は、平成17年5月30日から施行する。

附 則（第6条第1項 会長は、北上市長の職をもって充てる）

この規約は、平成23年6月29日から施行する。

附 則（第13条を削る規定）

この規約は、令和4年5月26日から施行する。

附 則（第2条及び第4条 事業追加及び文言の整理）

（第6、8、9、12条 専門部会統合に伴う整理）

この規約は、令和8年5月28日から施行する。